(2)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(4)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二〇MHz離れた周波数を中心とする（±）一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

陸上移動局の送信装置（中継を行うものを除く。）

(1)　チャネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二・五MHz離れた周波数を中心とする（±）一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(2)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(3)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(4)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二〇MHz離れた周波数を中心とする（±）一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(三)　陸上移動中継局の送信装置　陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

第三項第三号(一)の表を次のように改める。

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	（一）五・二五デシベル以下
	六・二五MHz以上七・五MHz未満	（一）一〇デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	（一）一五・七デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	（一）二二デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	（一）二二デシベル以下

第三項第三号(二)中「送信装置」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、同(二)の表を次のように改める。

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	（一）一〇デシベル以下
	六・二五MHz以上七・五MHz未満	（一）二五デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	
一〇MHz	一五MHz以上二〇MHz未満	（一）二五デシベル以下
	二〇MHz以上二五MHz未満	（一）三〇デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上三五MHz未満	（一）二五デシベル以下
	三五MHz以上五〇MHz未満	（一）三〇デシベル以下

第三項第四号(一)の表を次のように改める。

基地局	陸上移動局（中継を行うものを除く。）
次式による値以下の値 M×625マイクロ秒	次式による値以下の値 N×625マイクロ秒

注　M及びNは自然数とし、MとNの合計が4、8又は16であること。

第三項第五号(一)の表中「四〇デシベル」を「四二デシベル」に、

「

二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二二デシベル以下の値

」

を

「

二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

」

に改め、同表注中「離調周波数が

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	（一）五・二五デシベル以下
五MHz	六・二五MHz以上一二・五MHz未満	（一）一五デシベル以下
一〇MHz	一二・五MHz以上二五MHz未満	（一）二二デシベル以下
二〇MHz	二五MHz以上五〇MHz未満	（一）二二デシベル以下